各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 監視安全課輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (インド産、中国産及びバングラデシュ産クミンの種子のプロフェノホス)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号により通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いします。

記

1. 別添1のインドの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品 採取の	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体
八外及四寸		, K T	方法		的理由
クミンの種		プロフ	別表1	平成17年1月24日付	基準値 (0.05ppm)
子及びその		ェノホ	の3に	け食安発第0124001	を超えるプロフェ
加工品(簡		ス	よるこ	号「食品に残留する	ノホスが検出され
易な加工に			と。	農薬、飼料添加物又	るおそれがあるた
限る。)				は動物用医薬品の成	め。
				分である物質の試験	
				法について」による	
				こと。	

を削除し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受けるこ	
対象食品等		項目	採取の		とを命ずる具体	
			方法		的理由	
クミンの種		プロフ	別表1	平成17年1月24日付	基準値 (0.05ppm)	
子及びその		ェノホ	の3に	け食安発第0124001	を超えるプロフェ	
加工品(簡		ス	よるこ	号「食品に残留する	ノホスが検出され	
易な加工に			と。	農薬、飼料添加物又	るおそれがあるた	
限る。)				は動物用医薬品の成	め。	
				分である物質の試験		
				法について」による		
				こと。		

を削除し、

3. 別添1のバングラデシュの項中、

i						1
	製品検査	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受けるこ
	の対象食		項目	採取の		とを命ずる具体
	品等			方法		的理由
	クミンの		プロフ	別表 1	平成17年1月24日	基準値(0.05ppm)
	種子及び		ェノホ	の3に	付け食安発第0124	を超えるプロフ
	その加工		ス	よるこ	001号「食品に残	エノホスが検出
	品(簡易			と。	留する農薬、飼料	されるおそれが
	な加工に				添加物又は動物用	あるため。
	限る。)				医薬品の成分であ	
					る物質の試験法に	
					ついて」によるこ	
					と。	

を削除する。